

全建事発第 118 号
令和 2 年 2 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

発注関係事務の運用に関する指針の改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年 1 月 30 日に内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、別添のとおり「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が改正されたところですが、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、本会に対し別添のとおり周知の依頼がありました。

運用指針は、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもので、各省庁、地方公共団体及びその議会並びに発注関連業団体あてに周知するとともに、民間発注者団体あてに参考送付されております。

また、改正後の運用指針に基づく発注については、令和 2 年 4 月 1 日以降の運用開始となりますが、国土交通省では来年度からのブロック監理課長等会議や地域発注者協議会などで地方公共団体等に対し周知徹底を図るとのことです。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・発注関係事務の運用に関する指針の改正について（通知文）
- ・発注関係事務の運用に関する指針

【参考資料】

- ・発注関係事務の運用に関する指針の改正について
(地方公共団体、発注関連業務団体、民間発注者団体)

(担当) 事業部 木下
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigy@zenken-net.or.jp